

酒類小売業免許の体系

免許区分		現行の取扱いの特徴				参入時規制 (法10十一) (人的要件を除く)	参入後規制 (法11)	
		販売場の 設置地域	販売場の 設置形態	取扱酒類	消費者需要 の発生度合			
一般	一般酒類小売業免許	開放空間	居住地域	常設	全酒類	恒常的に発生	人口基準	通信販売を除く
大型	大型店舗酒類小売業免許		広範囲				販売場面積 (1万㎡以上)	<ul style="list-style-type: none"> 免許付与後3年間、取扱酒類を限定 通信販売を除く
通信販売	通信販売酒類小売業免許		全国レベル				取扱酒類を地域的特色のある地酒等に限定	<ul style="list-style-type: none"> 取扱酒類を限定 店頭小売を除く
特殊	みりん販売	みりん小売業免許	閉鎖空間	常設	みりに限定	恒常的に発生	閉鎖空間における恒常的な消費者需要が存在すること 〔取扱酒類、設置場所、申請主体等を制限〕	<ul style="list-style-type: none"> 取扱酒類、出店地域(販売方法)を限定 通信販売を除く
	観光地	観光地等酒類小売業免許			必要最低限			
	船舶内	船舶内等酒類小売業免許						
	駅構内	駅構内等酒類小売業免許						
	競技場	競技場等酒類小売業免許						
	船用品	船用品取扱業者酒類小売業免許						
	その他	その他特殊酒類小売業免許						
期限付	期限付酒類小売業免許 (輸入酒フェアを含む)	臨時的 〔博覧会場、即売会場等のみ〕	一時的に発生	閉鎖空間における期間限定的な消費者需要が存在すること 〔設置場所(法9)、取扱酒類、期間、回数、申請主体等を制限〕	<ul style="list-style-type: none"> 期限(法9) 取扱酒類、出店地域(販売方法)を限定 通信販売を除く 			